

① 令和4年秋季全国火災予防運動 11月9日(水)～11月15日(火)

令和4年度全国統一防火標語

『お出かけは マスク戸締り 火の用心』

火災が発生しやすい時季です。火災予防意識を高めましょう。

住宅防火 いのちを守る10のポイント

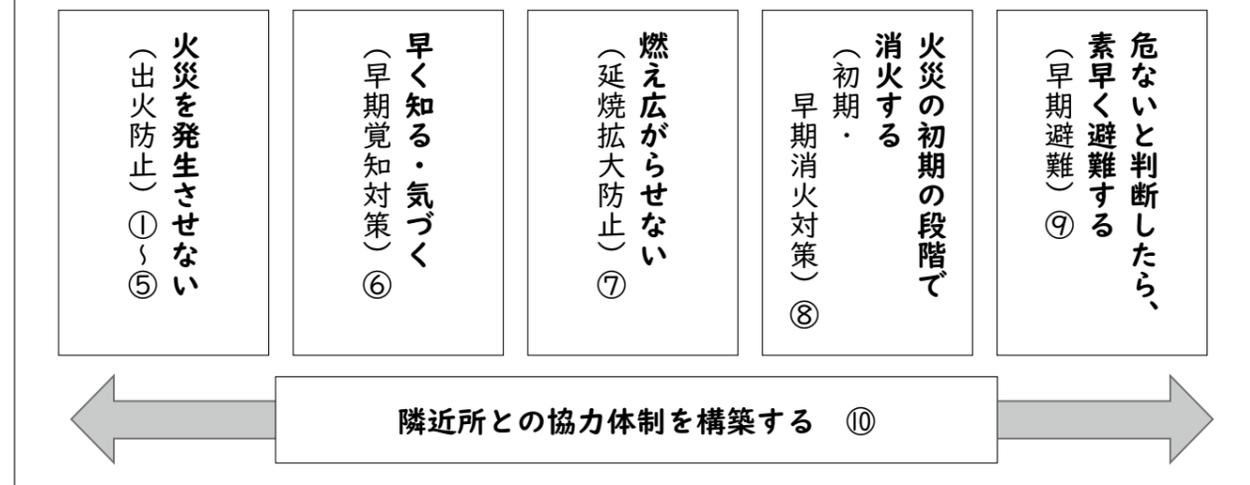
4つの習慣

- ①寝たばこは絶対にしない。
- ②ストーブの周りに燃えやすいものを置かない。
- ③コンロを使うときは火のそばを離れない。
- ④コンセントはほこりを清掃し、不必要なプラグは抜く。

6つの対策

- ⑤ストーブやコンロ等は安全装置の付いた機器を使用する。
- ⑥住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換する。
- ⑦部屋を整理整頓し、寝具、衣類及びカーテンは、防災品を使用する。
- ⑧消火器等を設置し、使い方を確認しておく。
- ⑨避難経路と避難方法を常に確保し、備えておく。
- ⑩地域ぐるみの防火対策を行う。

住宅防火 いのちを守る10のポイントの考え方



① 駐輪場の放置自転車調査を行います

駐輪場をきれいに正しく利用していただくために、放置自転車調査を次のとおり行います。ご協力をお願いします。なお、長期間放置されているものは撤去しますので、ご了承ください。

実施期間 11月2日(水)～11月15日(火)

対象場所 坂町役場前バス停横駐輪場

水尻駅駐輪場

小屋浦駅駐輪場

問合せ 役場都市計画課 ☎820-1513



自転車、バイクは指定された場所にきちんと置き、各自責任を持って管理しましょう。

① 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金について

住民税均等割非課税世帯や令和4年1月以降に収入が減少し、家計急変のあった世帯に対し、給付金(1世帯当たり5万円)を支給します。

支給対象となる世帯(いずれかにあてはまる世帯)

対象	世帯全員の令和4年度「住民税均等割が非課税」の世帯 (住民税が課税されている方に扶養されている世帯は除く)	令和4年1月以降予期せず家計が急変したことで収入が減少し、「住民税非課税相当」の収入となった世帯
申請方法	対象となる世帯には、11月中に書類が届きます。坂町で把握している金融口座が記載されていますので、内容を確認して返送してください。	役場民生課で申請が必要です。収入が減少したことを証明する書類(給与明細等)を添付して申請してください。
申請期限	書類が届いてから概ね3か月以内	令和5年1月31日(火)

問合せ 役場民生課 ☎820-1505

① 坂町・川本町 特産品フェア

3年ぶりに坂町と島根県川本町との姉妹縁組都市交流「特産品フェア」を開催します。

とき 11月19日(土)・20日(日) 10時～15時

ところ フジグラン安芸

遊具場前レンガひろば(屋外)

和太鼓「いもっ鼓」特別出演

20日(日) 11時30分～、13時00分～
(※雨天時は店内1階センターコートでの演奏)

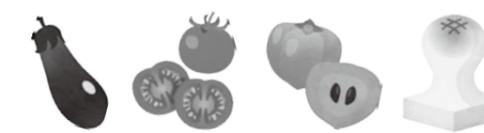
坂町

芸州坂うどん、梅ワイン(梅の薫)、カキご飯、ワイワイハウスコーナー等



川本町

えごま関連商品、新鮮野菜、杵つき餅、薬味唐辛子等



※都合により内容・催事は、一部変更する場合があります。

※会場では、新型コロナウイルス感染症感染防止対策にご協力ください。

問合せ 役場産業建設課 ☎820-1536

① 全国瞬時警報システム(Jアラート)を使用した訓練放送・情報伝達試験を行います

とき 11月2日(水) 10時ごろ 緊急地震速報の訓練放送

11月16日(水) 11時ごろ 全国一斉情報伝達試験

※実際の災害情報とお間違えにならないよう、お願いします。